



# 法人こおりやま

2010. 10 第388号

発行所 郡山市虎丸町14番2号 社団法人郡山法人会 (024-933-7777) (FAX925-1971)  
 発行人 樽川次男 編集 広報委員会 印刷所(株)ヨシダコーポレーション



郡山市立中央公民館とユースフル郡山(郡山市麓山)

## 表紙の言葉

### 郡山市立中央公民館とユースフル郡山 (郡山市麓山)

公会堂や中央図書館などの文化施設が集中する麓山公園内にある市立中央公民館は大講義室や和室、茶室など10室、ギャラリーなどを備え市民の生涯学習の拠点となっている。市内には地区地域公民館が40ヶ所ある。ユースフル郡山は勤労青少年ホームとして若者の学習、余暇、サークル活動、体育活動の場で目的にあった8室が設けられている。ともに昭和48年6月、建設された。

(絵と文 大山弘)

## 目次

平成23年度改正へ 税制提言！	2
法人会23年度 税制改正要望事項	3
銀行の融資判断ポイント	7
カメラトピックス	8

# 平成23年度改正へ

全国総意で法人会が望む、税制オピニオン活動！

# 税制提言！

法人会は、全国からの要望事項を集約し、平成23年度税制改正に望む「提言」をまとめ、政府・国会はじめ関係省庁に対して、その実現を求めて活動を始めました。

世界経済はギリシャの財政危機に象徴されるように欧州を中心に財政不安が広がり、米国では戦後最悪の雇用不安に覆われ、新たな激変への胎動も危惧され、

混沌としています。

一方、我が国は需給ギャップにみるようにデフレからの脱却が見通せず、内需が低迷し、企業マインドも冷え込み、先行き不透明感が増えています。

そうした内外の厳しい経済情勢にあつて、我が国がなすべきことは、財政政策の基本である「入るを量りて出ざるを為す」ことであると法人会は断じ、その原

則から著しく逸脱している現状を正すことにあると主張しました。

それは行財政改革へ不断の努力を傾注するとともに、経済活性化のための税制改革への取り組みに他なりません。

特に、税制改革にあたっては、地域経済の担い手であり我が国経済の礎である中小企業の活性化に資する税制は欠かせないものであり、法人税率の引き下げ（軽減税率を含む）と事業承継税制の確立を、法人会として最重要課題として提言しました。

法人税率については、欧州やアジア諸国において我が国の法人税実効税率40・69%を尻目に20%台まで引き下げており、日本企業の国際競争力の強化や産業の空洞化防止、さらには外国資本の国内への投資を促すうえでは、大幅な引き下げが可及的速やかに行われることが必要となつてきています。

また、最重要課題として提起した事業承継税制の確立については、平成21年度

税制改正において、事業承継者を対象にした相続税および贈与税の納税猶予制度が創設されたものの、事業用資産の課税を軽減あるいは控除する欧米の制度と比べ、要件が不十分であり、本格的な事業承継税制とは言い難いといえます。

さらに言えば、事業承継税制を利用できるケースが限定的なものであり、制度導入の本旨が生かされないという危惧もあり、適用要件の緩和と欧米並みの事業承継税制の確立を求めています。

相続税負担の重圧により事業承継が叶わない実情を放置すれば、地域経済の活性化や雇用の安全弁としての機能も果たせずに、日本経済の大きな損失にもなってくる問題であり、速やかな事業承継税制の確立を法人会は強く求めているのです。

さらに法人会は財政運営にも言及しています。

国と地方公共団体の抱える長期債務残高は膨らみ続け、対GDP比で先進国中最悪といえる過度の財政赤字実態にあり、放置したままさらに国債発行を重ねれば、日本政府自体が破産の局面を迎えかねません。

このため、抜本的な歳入・歳入の一体改革をいっつつ、国民負担率を増やさない「小さな政府」を目指すべきと主張しています。

税金の無駄を排除することは勿論のこと、多過ぎる国・地方公務員と国会議員・地方議員の徹底削減も強く求めています。

法人会の有史以来60年余にわたる税制改正要望活動は、一貫して公平・公正・中立・簡素という課税原則を実現することを求め続けてきた公益的意義の高い活動でもあります。

本年度も多くの中小企業の高次のご理解ご支援を心から願うものであります。



社団法人郡山法人会  
会長 樽川次男

# 行財政改革の徹底と 抜本的な税制改革を!



平成23年度  
税制改正提言

法人会は、このほど平成23年度税制改正に向けての提言をまとめ、今後、政府・与党はじめ関係省庁に対して、実現のための要望運動を展開して参ります。今回の提言では、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制の構築は不可欠として、『法人税率の引下げ』『事業承継税制の確立』を最重要課題として強く求めました。

## 総論

### 第一 経済・財政・社会保障制度の改革

政府は、本年6月、元気な日本を復活させるとして、強い経済、強い財政、強い社会保障を一体的に捉えて建て直す方針を示した。この政策を要約すると、増税で得た財政資金を社会保障などの成長分野に投入することで、雇用を拡大し、成長につなげようとする戦略である。だが実際は、正に「言うは易く、行うは難し」の典型といってもよいだろう。

現在の日本経済は脆弱化し、需給ギャップが25兆円ある。名目雇用者報酬も減り続けている。いわゆるデフレ状態の中にある。政府は増税しても成長はできると言うが、その根拠は不明である。

一方、向こう3年間の予算の大枠を示す財政運営戦略の新目標は、①国、地方を合わせた基礎的財政収支赤字を対国内総生産（GDP）比で2015年度までに半減し、20年度までに黒字化する、②債務残高対GDP比を21年度から引き下げるという2本柱を据えている。しかし、同時に示された試算では、20年度の赤字は21・7兆円で、本年度赤字30・8兆円の半減にもならない。財政収支を黒字化しないと、肝心な債務残高が低下しない。そのため

の手段は増税による歳入増か歳出削減しかない。やはり、抜本的な歳出・歳入の一体改革を行い、国民負担率を増やさないと小さな政府を目指すべきである。

これと同時に、どのような社会保障制度をつくり、どこにどう投資するか等の制度設計を行い、財源としての消費税増税について国民に分かりやすく説明すべきである。

### 第二 行財政改革の推進

政府は国の予算制度、その他行政全般のあり方を刷新するため、内閣府に行政刷新会議を設置した。行政刷新会議は、事業仕分けというこれまで見られなかった新しい手法で、行政の無駄の洗い出しを行い、注目を集めた。期待されていた予算や事業の見直しという行財政改革の観点では一定の成果を得られたが、財源確保の点では、第一弾の事業仕分けで3兆円以上の歳出削減を目標としたものの、削減額は7,000億円程度にとどまり、課題を残した。

政府が直営する事業は、非営利・独占事業であるが故に効率的な運用に欠ける面が多い。これを民間開放という鏡に照らしてみる市場化テスト等を行い、効率化を検証してみる必要がある。政府の行財政改革は、民間のリストラに比べてまだ不十分である。特別会計



の改革をはじめとして、目に見える形での成果を期待したい。同様に、公務員改革についてもまだ道半ばである。制度の根幹に斬り込むような改革を期待したい。国会議員の定数削減も急務である。

地方自治体についても、広域自治体や道州制の導入等、さらに徹底した行財政改革を行うように求める。

### 第三 国と地方のあり方

わが国の中央集権システムは、国・地方の経済発展に大きく貢献してきたが、最近ではそのシステムの生み出す非効率性の方が目立ってきた。現在の政権は、基本理念として地域主権を主張し、国・地方の関係を「上下、主従の関係から対等、協力の関係へ」と謳っている。当面は、規制・予算・法律関連などを見直すとしているが、我々国民が求めているのは、国・地方の役割分担の明確化および行政効率化に伴う歳出削減

等の実効ある政策であり、これらの問題に真剣に取り組むべきである。

また、地域主権戦略会議では基礎自治体（人口30万人程度）を重視しているが、広域行政による効率化の観点から、道州制について充分に議論すべきである。

分権型システムの確立のためには、地方のリストラに加えて、国から地方への補助金の削減、地方交付税改革、税源移譲のいわゆる三位一体改革の流れを止めなければならない。現政権は国から地方へのひもつき補助金の廃止、地方が自由に使える一括交付金の交付を謳っているが、地方交付税交付金や補助金の見直しは急務である。

### 第四 税制改革のあり方

税制改革にあたっては、公平・中立・簡素という課税原則のほか、国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等の国際的整合性をも踏まえつつ、今

後の税のあり方に踏み込んだ抜本的な改革を行う必要がある。

中小企業は、わが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特に国際化の流れの中で、その存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。こうした観点から、かねてからの懸案である法人税率の引き下げ（軽減税率の更なる引き下げ、恒久化を含む）と事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。また、社会保障を支える意味から、今後、消費税の役割を強化する必要がある。



## 第一 法人税制

### 1. 法人税の税率の引き下げ

わが国の法人税の実効税率はアメリカ並みの40・69%となっている。しかし最近、自国企業の国際競争力強化あるいは外国資本の誘致等の目的から、税制を優遇している国が多い。現実には、近年、欧州・アジア諸国で法人税率の引き下げが行われている。特にイギリス、ドイツ、中国等では実効税率が20%台にまで引き下げられている。

日本企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、さらには外国資本の国内への投資促進の観点から、法人税の基本税率について地方税を含め、大幅な引き下げが必要である。その際、租税特別措置の整理・合理化等で課税ベースを広げ、地方税を含めて、少なくとも欧州・アジア主要国並みの30%以下の実効税率とするよう求める。

### 2. 中小企業軽減税率の引き下げ

平成21年度税制改正で、中小企業等に適用される法

人税の軽減税率が2年間の措置として22%から18%に引き下げられた。しかし、現在の厳しい経営環境や中小企業の担税力を考えると、中小企業に適用される軽減税率は2年間の時限措置ではなく恒久化するとともに、さらに一層の税率引き下げが必要である。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用課税所得金額を少なくとも1,600万円程度へ引き上げるよう求める。

### 3. 交際費課税制度

平成18年度税制改正で、一人当たり5,000円以下の飲食費については交際費から除外された。また、資本金1億円以下の中小企業に認められる特例も引き続き存続している。交際費課税における創設当時（昭和29年）の資本蓄積を図るという政策目標は消失しており、改めて経済取引の実体の中にそのあり方を位置付けることが必要と考える。

2009年の追加経済対策で、中小企業に対する交際費の定額控除限度額が400万円から600万円に引き上げられたが、不充分であり、定額控除限度額の更なる引き上げ、損金不算入割合の撤廃、資本金の規模制限の弾力化等の改善を求める。

#### 4. 役員給与

最近、会社法改正、企業会計の変更等に伴い、税制面でも役員給与の取り扱いが大幅に変わり、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外は損金不算入とする改正が行われた。

しかし、利益連動給与について、同族会社は適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で、同様の措置を認めるべきである。

#### 5. 同族会社の留保金課税

平成19年度税制改正で、中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃された。

しかし、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、引き続き廃止を求める。

## 第二 個人所得税制

### 1. 所得税と住民税のあり方

所得税については、就業形態の多様化など経済社会の変化に伴い非納税者が増えている。基幹税としての所得税の機能を回復させるため、税負担の歪みを直し、広く、薄く負担を求めるべきである。

また、住民税は応益性の観点から均等割の更なる引き上げを求める。

一方、税制改正において、所得税の最高税率引き上げが検討されているが、仮に最高税率を引き上げても税収効果は小さく、象徴的な意味しか持たない。逆に労働意欲を損ね、マイナス効果を及ぼす可能性がある。

### 2. 各種控除制度の

整理・合理化

所得税および住民税の諸控除については、負担の公平化、税制の簡素化、少子高齢化、雇用慣行の変化、ライフスタイルの多様化等、社会構造の変化に対応して、抜本的に見直す必要がある。人的控除については、累次の改正で複雑化しているため整理・合理化し、基本的な人的控除に集約するよう努力すべきである。

給与所得控除については、制度本来の趣旨である必要経費の概算控除としては、その水準が高すぎるとの指摘もあり、特定支出控除の拡大と併せて見直す必要がある。

### 3. 少子化対策

人口減少社会に突入したわが国にとって、少子化対策は国が基本政策として取り組むべき重要な課題である。政府は本年度から、新しい子育て支援制度を法制化し、中学校卒業までの子どもに1人当たり月額1万3千円を支給している。少子化対策は、保育所の

充実など本来は社会政策による施策の充実が重要となるが、一方で税制面からの配慮も不可欠である。例えば、児童に対する税額控除制度を導入し、子供が多くなるほど税負担が軽減される制度の創設を求める。さらには、フランスで実施されているN分N乗方式(子どもの数が多くなるほど所得税が減税される仕組み)の導入も積極的に検討すべきである。

### 4. 金融所得一体課税

所得税の10種類の所得区分は現在の経済取引に適合しているとは言えない状況にある。このため、統合・簡素化や金融商品・取引間の損益通算による一体課税などが望ましい。平成20年度税制改正で損益通算の特例が一部実施されたが、まだ不十分である。経済活性化の観点からも金融所得の一体課税は実施すべきである。

### 5. 納税者番号制度

納税者番号制度について

は、最近、社会保障番号との関係整理を含め、政府部内でも議論が活発化している。電子商取引の普及、金融商品の多様化、国際化が進む中での資産移動の把握、金融所得一体課税での損益通算の際の適正な執行、医療・年金等社会保障制度との一元管理、さらには給付付き税額控除制度の導入に向けた検討などを背景に、導入の必要性が求められている。こうした点から、制度の創設・維持にかかるコスト、プライバシー保護等のセキュリティ確保のための法整備等の前提条件を明確にした上で、納税者の利便性も考え、税務面のみならず社会保障分野にも活用する観点から、制度の早期導入に向けて早急かつ十分に検討すべきである。

## 第三 相続税制

### 1. 相続税

相続税については、格差是正の観点から、平成23年

度税制改正で相続税の課税ベース、税率構造の見直し等課税強化を目指す方針が示されている。

また、課税方式についても昭和33年以来続けられてきた法定相続人課税方式から遺産課税方式へ変更し、税率構造はもとより、基礎控除や非課税・軽減措置等について大幅な見直しが予想される。だが、国際的に見ても相続税の負担率は主要国と同一水準であり、負担強化については納得できない。

このため、現行水準を維持し、これ以上の課税強化とならないよう求める。

## 2. 贈与税

贈与税については、基礎控除とは別枠で、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が平成22年度税制改正で講じられた。

しかし、この措置は平成23年末までの時限立法となっている。さらに、個人資産の世代間移転という観点か

ら見ると、極めて対象が限定されている。

このため、贈与税については、相続税の見直しと併せて、総合的な見地から、そのあり方を再検討するよう求める。

## 3. 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度は、20歳以上の子が65歳以上の親から受ける贈与（非課税枠2,500万円）について、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算することになっている。この制度については、非課税枠の拡大と65歳から60歳への年齢制限の引き下げを求める。

## 第四 事業承継税制

わが国の中小企業は、地域経済の活性化や雇用にも大きく貢献している。その

中小企業が、相続税負担が主たる原因で、事業承継ができなくなるとすると、地域経済はもとより日本経済

にとっても大きな損失である。こうした状況を踏まえ、法人会では長年にわたり欧米並みの「事業承継税制の確立」を訴え続けてきたところである。

事業承継税制について、欧米諸国の実情をみると、相続税体系は多様であるが、事業承継税制を優先させるとの考え方で一致している。さらに、各種特例や優遇措置が整備されている。

一方、わが国では、事業後継者を対象にした相続税および贈与税の納税猶予制度が平成21年度税制改正で創設されたものの、事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減あるいは控除する欧米の制度に比べると内容、要件等が不十分であり、本格的な事業承継税制と呼べるものではない。

特に、自社の課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予する制度については、①原則として中小企業が基本法で定める中小企業が

対象となること、②事前に経済産業大臣の認定、適用後に経済産業大臣、税務署長への報告等手続きが煩雑なこと、③5年間、雇用（厚生年金および健康保険加入者をベース）の8割以上を維持すること、④原則として死亡時まで株式保有しないと納税猶予とならない等、厳しい条件が課されている。贈与税の納税猶予制度についてもほぼ同様である。

このため、事業承継税制を利用できるケースは限定的なものにならざるを得ず、制度導入の趣旨が生かされない恐れがある。については、適用要件の緩和と欧米並みの本格的な事業承継税制の確立を今後も引き続き最重要課題として求めていくこととする。

このほか、親族外承継も重要な課題であり、税制面を含めて所要の措置を検討すべきである。

## 第五 消費税制

消費税は、消費一般に広く公平に負担を求めるものであり、少子・高齢化による財政需要の拡大などを考慮すると、消費税率を引き上げざるを得ないものと認識する。ただし、同時に行財政改革の徹底、歳出の削減・合理化などを行うべきであり、構造改革の進展や景気情勢などについても配慮すべきであることは言うまでもない。

税制改革の中で、消費増税のみをクローズアップすることは適当でなく、厳しい歳入・歳入の見直しの中で、その必要性が確認されることが重要である。

特に、消費税については、今後の国民の義務として税のあり方、福祉社会の中で受益と負担のあり方について国民のコンセンサスを構築し、かつ具体的な消費税制度のあり方や運用等について所要の整備を行うなど、国民の不安を可能な限り少なくした上で、税率の引き上げを行うべきである。





# 銀行の融資判断ポイント

未来事業(株)専務取締役  
エグゼクティブコンサルタント

奥山 孝司

金融環境が悪化している現在、銀行の融資判断も当然厳しいものとなってきています。

しかし、銀行も融資をしなければ利益を生み出すことはできません。厳格な審査の結果優良な融資先であると判断されれば、融資は受けられるはずで

す。銀行が融資判断する際のポイントは以下の通りです。

## ① 財務内容はどうか

銀行の最大の関心は、融資した資金が必ず返済されるかということです。

そのため、銀行は融資先の事業内容について、事業計画書、経営者へのインタビュー、実地調査等により徹底的な融資審査を行い、

融資判断を行います。

その際、金融機関が重視する項目の一つは、言うまでもなく財務内容です。

毎期安定した収益を確保しているか、借入過多ではないか、実質債務超過に陥っていないか等、あらゆる角度から融資判断を行います。

## ② 資金使途は妥当か

銀行に融資の申し入れをした際に必ず確認されるのが、資金使途です。

この資金使途を明確に説明することができると明らかならぬか否かが、融資を受けられるかどうかの分かれ道となります。

資金繰りが厳しいという説明のみでは銀行の理解を得ることはできません。

資金繰りが厳しい理由は

何なのか、企業側に問題があるのか、確認をする必要があります。

## ③ 保全状況と返済計画

銀行が最も求めるのは、融資金の確実な回収です。

そのため、返済計画の妥当性が融資判断において、最も重要視される事項の一つとなります。

事業計画書の内容とも矛盾しないように、実行可能性の高い返済計画を提示する必要があります。

銀行にとって、返済計画を補完するものが担保です。

銀行は財務基盤が脆弱な企業であるほど、返済計画ができない場合の備えとして、担保提供を求めます。

しかし、最近の傾向として、実行可能性の高い返済計画そのものを担保と考える銀行が増えていきます。つまり、それほど最近の銀行は返済計画(事業計画)を重視しているのです。

## ④ 事業計画書の作成

融資が認可されるのか否かは、経営者が提示する事業計画書が大きな意味を持つこととなります。事業計画書の作成のポイントは、以下の通りです。

1) 実態を描く

銀行は保守的な事業計画書を好みます。作成した計画書が「絵に描いた餅」であることが露呈し、銀行の信用を失った企業が資金調達できるはずもないのは言うまでもない。

2) わかりやすく客観的に事業計画書作成のもう一つのポイントは、銀行の担当者が融資について稟議を上げる際、決裁者に説明し易いものを作成すること

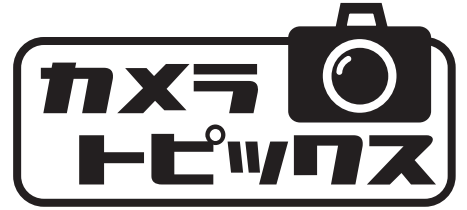
す。例えば、専門用語を並べたような事業計画書は、一見栄えは良いのですが、決裁者に不親切な印象を与えてしまいます。また、事業計画書は客観的である必要があります。

この点、経営者だけで作成した場合、長年の経験に基づく経営判断の根拠を資料として表現することに慣れていないため、主観の部分が強くなってしまいがちです。例えば、社内で「事業計画策定プロジェクトチーム」を作り、社員の意見を取り入れることで、事業計画書の客観性は高まりま

すし、社員のモラルアップにも貢献します。最後に忘れてならないことは、事業計画書を作成することが目的ではないということです。策定した事業計画を定期的にモニタリングし、その実行状況について銀行に報告を行うことで、銀行の信頼はさらに高まり、次回以降の円滑な資金調達につながります。



8・11 経営道場「会計・財務分析」を学ぶ 講師熊田耕治研修委員長



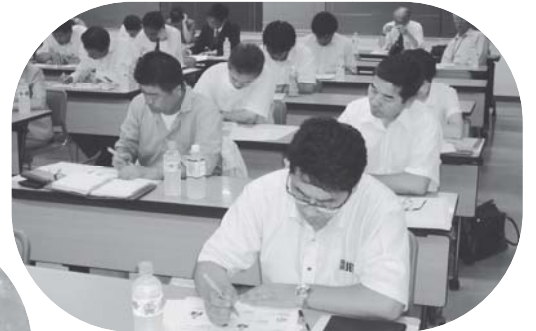
9・8 経営道場「情報マーケティング」講師南條晃一氏



「中小企業の労務問題対策」聴講



9・9 青年部全体例会



熱心にメモをとる



9・17 理事会に先立ち正副会長会議



9・2 女性部会実行委員会「会員大会に向けて」



9・15 組織委員会・ブロック長合同会議 22年度会員増強運動について審議



木幡税務署長挨拶



重要案件を審議する理事



樽川会長挨拶

国税に関する  
申告・納税が  
インターネットで行えます。

会社経営の効率化をめざして

電子申告でビジネス快速! e-Tax

- ①法人税、消費税、所得税などの申告、②源泉所得税をはじめ、すべての税目の納税、
  - ③申請・届出等がインターネットで行えます。多忙な時でも税務署に出かける必要がなくなります。
- もちろん、このサービスの開始届出手続きもインターネットで行えます。

もっと詳しく  
お知りになりたい方は…

「e-Tax」ホームページ  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

ヘルプデスク  
☎0570-015901

法人会 法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。